

札幌公契約条例の制定を求める請願署名への ご協力をお願いします!

札幌市公契約条例の制定を求める会
代表 弁護士 伊藤誠一

札幌市公契約条例を制定させましょう。

公契約条例は、地方自治体の発注する事業を受注する業者が労働者に適切な賃金を支払うことを義務づける条例です。

今、地方自治体の発注する事業では、極めて低い賃金で働いている労働者が多数おります。これは、地方自治体が発注する事業を低価格で受注したことで生ずる貧困問題であり、“官製ワーキングプア”といわれています。

過酷な条件での仕事が続けば、自治体の発注した事業の質の低下を招き、市民が受ける公共サービスにも悪い影響を与えます。

公契約条例の制定は、この問題をなくすきっかけとなります。

公契約条例は、2009年9月千葉県野田市で制定された後、神奈川県川崎市、相模原市、厚木市、東京都多摩市、国分寺市等で相次いで制定され、いまも各地で制定の取り組みが強められています。

札幌市は、2012年2月の定例市議会で条例案を提出しましたが、業界団体等の反対もあり、現在まで継続審議のままとなっています。

札幌市は、条例案の提出とともに、現行契約制度の改正に取り組んできました。最低制限価格を引き上げ、業者の落札価格上昇を実現させたことは評価できます。しかし、残念ながら一部の業界では、落札価格の上昇を労働者の賃金引上げへ反映させていないのが現状です。

労働者の賃金が上がれば事業の質が上がるうえ、増えた収入で買物するなどして地域経済が潤う好循環をもたらします。

札幌市が発注する事業で“官製ワーキングプア”が拡大するなどという事態には何としても歯止めを掛け、事業者が仕事を安定確保し質の高い豊かな公共サービスの提供を実現するためには公契約条例の制定が不可欠です。

私たち札幌市公契約条例の制定を求める会は、秋の定例議会で札幌市議会が速やかに公契約条例を制定できるように、市民の皆さんとの声を集め、札幌市議会に提出したいと考えています。

官製ワーキングプアをなくし、安心して生活できる社会をつくるため、札幌市公契約条例の制定を求める署名へのご協力をお願いします。

以上

「札幌市公契約条例の制定を求める会」は、弁護士、経済学者などの個人のほか、次の団体で構成されます。

反貧困ネット北海道／特定非営利活動法人建設政策研究所／日本労働弁護団北海道ブロック／連合北海道札幌地区連合会／札幌地区労働組合総連合／全建総連北海道建設労働組合連合会／全建総連札幌建設労働組合



連絡先：渡辺達生弁護士 電話 011-231-1888

(札幌市公契約条例の制定を求める会事務局長・北海道合同法律事務所所属)